

農業委員会だより

お知らせ

■農業委員会での各種手続等

手続き内容	時期等	備考
農地の売買・貸借などの 許可申請 農地の相続・解約の届出	締切:毎月 10 日 総会日:毎月 25 日	10 日が土・日・祝の場合は 翌開庁日まで受け付けます
農地等に住宅や倉庫等を建設 するための農振除外や転用許 可申請	提出:毎月 10 日	申請地の許可見込みについて 事前相談をお願いします
農地台帳・耕作証明書の発行	随時	耕作証明書 200 円
農地の貸借・売買の 手続き・相談	随時	農地中間管理事業を推進中
農業者年金への加入・相談 (加入要件:年間 60 日以上農 業に従事する国民年金第 1 号 被保険者で 20 歳以上 60 歳未 満の方)	随時	・保険料は 2 万円(※1 万円) から 6 万 7 千円まで選択可能 ・終身年金 ・社会保険料控除対象 ※要件あり
全国農業新聞の購読申込み	随時	毎週金曜日発行 月額 700 円

●口頭による貸し借りをを行っている農地は、耕作証明される面積に含まれません。

■農地を相続したときには

農地を相続や時効取得、法人の合併・分割によって、農業委員会の許可を要せずに農地を取得したときには、農業委員会へ農地を取得した旨の届け出が必要になります。

届出に必要な書類は、①届出書 ②権利を取得したことが分かる書類（全部事項証明書または遺産分割協議書等） ③住民票（町外在住の場合）です。

また、令和6年4月から相続登記申請が義務化されます。相続が開始され、その所有権を取得した日から3年以内に登記申請を行うことが義務付けられます。（令和6年4月以前に相続が開始されたものについては、施行日から3年以内。）

相続登記の申請については、弁護士・司法書士にご相談いただくか、法務省のホームページ「未来につなぐ相続登記」をご覧ください。

(https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html) →



■農地転用許可・農振農用地区域からの除外・用途変更手続き

農地や農業振興地域農用地区域内の土地に住宅・倉庫等を建築する、資材置場や駐車場を整備する（農地転用する）場合や農地転用するために農地を譲渡する場合は農業委員会での手続きが必要です。

下記について農業委員会にご確認のうえ、所定の書類を提出してください。

①許可見込み

※集団的な農地や基盤整備事業を行った農地など、農地の条件によっては許可されない場合があります。

②所要期間

※手続きには一定の期間を要します。なお令和6年度中に農業振興地域整備計画の見直しに伴い、新たな農振除外等の申請受付を停止する期間が発生する予定です。お早めにご相談ください。

■相続未登記農地(所有者不明農地)の貸し借り（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法一部改正により、所有者不明農地について、農地中間管理機構を通じて、40年以内の貸し借りができるようになりました。

所有者がわからないけど借りたい、亡くなった祖父母や親の名義での登記のままだが、貸したい農地等がありましたら、ご相談ください。

■賃借料情報 令和4年実績 10アールあたり賃借料年額（畑）

区分名	平均額	最高額	最低額	筆数
基盤整備地区	16,700円	22,800円	6,600円	199
未整備地区	15,300円	23,600円	4,600円	128

■こんな農地はありませんか？

- ・昔から口約束だけで農地を貸して（借りて）いる。
- ・親戚・知人という信頼だけで農地を貸して（借りて）いる。
- ・面倒なので、手続きなしで農地を貸して（借りて）いる。

手続きをしないで貸し借り（やみ小作）をしていると次のようなトラブルに遭遇する可能性があります。農地の貸し借りは、必ず農業委員会で手続きを行い、農地バンク事業を積極的に活用しましょう。

貸している方（所有者）

- 賃料を支払ってもらえないかもしれない。
- 農地をいつ返してくれるか分からない。

借りている方（耕作者）

- 補助事業や、各種制度の活用、申請に支障が生じるかもしれない。
- 突然、所有者から「農地を返してくれ」といわれるかもしれない。

両者（所有者・耕作者）

所有者・耕作者が亡くなったとき、貸借の相手・貸借期間・賃料などの貸し借りの内容がわからなくなるかもしれない。

■農地パトロール（利用状況調査）月間

7月下旬～9月にかけて地区の農業委員・最適化推進委員が農地の利用状況調査を実施します。調査は ①地域の農地利用の総点検 ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導 ③違反転用発生防止および早期発見・是正対策等 について重点的に取り組むことを目標としています。

■農地「借りたい・貸したい」アンケート実施について

農業委員会では、農業委員・推進委員が農家への戸別訪問を行い農地利用に関する意向確認アンケートを実施しています。アンケートで得られた「規模拡大のため農地を借りたい」、「規模縮小のため農地を貸したい」などの情報は、担い手への農地集積・集約化、地域営農の維持・向上や集落農談会での報告、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定に活用されます。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

■農地中間管理事業について

- 農地中間管理事業は、農地の貸し借りの方法です。
- 農地バンクは県知事から指定を受けた公的な機関です。
- 農地バンクが農業委員会と連携し、農地の貸し借りを調整します。
(ご相談は農業委員・推進委員・農業委員会窓口で承ります。)
- 賃借料は、農地バンクが徴収・支払いを行います。
(無償(使用貸借)での設定も可能です。)

○所有者(農地の出し手)のメリット

- ・契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- ・賃借料は、決まった時期に農地バンクが所有者指定口座に振り込みます。

○耕作者(担い手)のメリット

- ・契約が一本化され、賃借料の口座引落手数料は農地バンクが負担します。
- ・農地を集積・集約することで、農作業の効率化や生産性の向上が図られます。

※地域計画の地区単位で農地バンクを通じてまとまった農地を貸し借りした場合、貸付率や貸付面積に応じて協力金が交付されます。(交付要件や交付額などの詳細は、農業委員会にご相談ください。)

■農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者がより豊かに老後生活を過ごすことができるよう国民年金に上乗せできる公的年金制度です。次の3つを全て満たす方ならどなたでも加入できます

加入要件

- ア 年間60日以上農業に従事する
- イ 国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料納付免除者を除く)で、
- ウ 60歳未満の方(年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。)

6つのポイント

- 1 農業者の方なら広く加入できる
- 2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- 3 通常加入の保険料は、月額2万円（35歳未満で国庫補助の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められる
- 4 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある
- 5 税制面の優遇措置がある（保険料は全額社会保険料控除の対象）
- 6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

加入手続きについては、農業委員、推進委員、農業委員会、JAにお問い合わせください。



【説明動画 QR コード】

■全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は農業者の公的機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。「週刊」という一週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足していただけるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読希望者は、地区農業委員・推進委員または農業委員会事務局へお申し込みください。

発行日：毎週金曜日

購読料：月700円（年8,400円）

紙面の内容・特徴

- ・農政の動きとかかわる経済・経営・農地・地域社会問題などの解説
- ・最新の技術や農業機械・先進農家の取り組み紹介
- ・管理方法や注目技術、話題の商品、マーケット情報など経営に役立つ情報
- ・地域の特徴的な経営体の紹介、イベント、特産品や新商品など身近な話題

■農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の紹介

令和5年7月20日から農業委員会委員（農業委員）9人、新設された農地利用最適化推進委員（推進委員）9人の合計18人による新たな農業委員会の体制となりました。任期は令和8年7月19日までの3年間です。

農業委員と推進委員は連携して、農地に関する貸し借りや売買のあっせん、担当区域の担い手への農地利用の集積・集約化（話し合い活動）や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進活動などに取り組みます。

女性委員も活躍しています

豊かな農村を守り、地域農業を元気にするためには、女性の力が必要です。現在、3名の女性が農業委員・推進委員として活躍しています。

担当区域	氏名	担当字	委員
第1区	田尻 博樹（会長）	知名	農業委員
	栄 功助	屋子母	推進委員
第2区	永吉 雄子	大津勘・徳時	農業委員
	川畑 伸之	住吉	推進委員
	栄 照和	正名	農業委員
	西 和秋	正名	推進委員
第3区	池沢 清良	田皆	推進委員
	辻 雄一郎	田皆	農業委員
第4区	栄 米子	下城・上城	農業委員
	森 由美子	新城	推進委員
第5区	久本 和秀	久志検・赤嶺	推進委員
	幸山 利忠	上平川	農業委員
第6区	先間 秀明	竿津	農業委員
	元栄 将博	余多	推進委員
第7区	冲 道人（会長代行）	下平川・屋者	農業委員
	芦村 利広	芦清良	推進委員
第8区	田畑 則仁	黒貫	推進委員
	前田 博徳	瀬利覚・小米	農業委員

【お問合せ先】

知名町農業委員会事務局

〒891-9295

鹿児島県大島郡知名町知名307番地（知名町役場内）

電話：0997-84-3165 FAX：0997-93-2060

E-mail：china14@town.china.lg.jp